

要 請 書

11月30日、東京・文京シビックホールにおいて全国農業委員会会長代表者集会を開催し、下記事項について協議し決定しましたので、その実現につき格段のご配慮を賜りたく要請いたします。

記

- 令和6年度農業関係予算の確保及び
農地・担い手等関連施策に関する要請 1

- (参 考)

- 「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る
全国運動」の推進に関する申し合わせ 8

- 食料・農業・農村基本法見直しにおける
農地に関する検討状況 11

令和5年11月30日

全国農業委員会会長代表者集会

主催 全国農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 全国農業会議所

令和6年度農業関係予算の確保及び農地・担い手等関連施策 に関する要請

農業委員会組織は、今年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、今後2年間で将来の地域農業の指針となる「地域計画」策定のための「目標地図」の素案づくり等、農地利用の最適化をベースとした取組みを積極的に推進していくこととなります。こうした中、農業委員会組織は今年5月、食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた「食料安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案」を決議しました。

令和6年度農業関係予算概算要求及び農地・担い手等関連施策の確立に当たっては、当提案決議ならびに政府の「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」等を実現する観点から下記事項について要請いたします。この実現につき格段のご配慮とご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 食料の安定供給の確保など食料安全保障の強化

(1) 食料・農業・農村基本法の改正とそれに伴う各施策の確立

世界の食料事情が不安定さを増す中、食料安全保障の抜本的な強化に向け、食料・農業・農村基本法の改正を見据えた不測時の食料の確保・配分に必要な措置や、それに対応する政府全体の体制の在り方等についての新法を整備されたい。

また、これら食料安全保障に関わる基本政策ならびに関連施策の確立と将来にわたって安定的に運営するための必要予算を確保されたい。

そのためには、国民理解の醸成が不可欠であり、早期に国民運動を展開されたい。

(2) 輸入依存の高い食料・生産資材の国内生産の拡大

小麦や大豆、トウモロコシ等の輸入依存度の高い穀物の国内生産の拡大及び小麦粉の代替として期待される米粉の増産等、適地適作に配慮した品目転換を進めるための予算を確保されたい。あわせて、生産資材についても国内資源の利用拡大等安定供給を図るための必要予算を確保されたい。とりわけ、肥料価格の急騰に備えた補填対策の創設

について検討されたい。

また、それらを強力に推進するためのスマート農業技術の開発・普及・実装や低コスト生産の促進、輸出促進等競争力強化に向けた支援を強化されたい。

(3) 適正な価格形成の推進

生産から流通、加工、販売までのフードチェーンの各段階で適正取引を推進し、持続可能な食料供給を図る仕組みの検討等、再生産を可能とする適正な価格形成に向けた具体的な実証事業を推進し、法制度の検討を急がれたい。

(4) 日本型直接支払制度の拡充

農村の集落機能を維持し、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払の継続・拡充を図られたい。

その際、農業が果たしてきた食料供給機能や大気・水質・気候・土壌等の調整機能に加え、文化の伝承や景観・レクリエーション等の文化的機能等多面的機能とこれまでの我が国の直接支払制度の現状を検証、再評価した上で、食料生産の基盤である農地の保全・管理、中山間等の条件不利地域における農業の継続、環境負荷低減を行う農業の主流化等の観点を踏まえた新たな日本型直接支払制度の確立に向けた検討を行われたい。

(5) 環境負荷低減に向けた取組強化

生産性の向上を図りつつ、環境と調和のとれた持続可能な農業を普遍化していくために、農業者が行うべき環境負荷低減の取組みの明示や取組みに対する支援の強化を図られたい。あわせて、消費者の理解や行動変容を促進する適切な情報提供等の対策を推進されたい。

2. 農地政策の強化

(1) 「地域計画」の策定を推進する予算等の確保

農業委員会が農地利用の最適化等、その期待されている役割を果たすことができるよう、農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、農業委員会交付金及び農業委員会ネットワーク機構負担金の確保に万全を期すとともに現場の実態に即した使いやすい予算とされたい。

特に、「地域計画」の策定等を担う農業委員会活動を支援する都道

府県農業会議が十分に農業委員会のサポートを行えるよう、人事院勧告等昨今の給与情勢等に応じた予算確保に万全を期されたい。

また、「目標地図」の素案作成等の地域計画の策定に必要な取組みを実施できるよう地域計画策定推進緊急対策事業についても十分な予算を確保されたい。

さらに、「地域計画」を実現していくため、農地中間管理機構による農地の集積・集約化や農地等の受け皿となる経営体を確保する取組への支援や農地利用効率化等支援交付金等の関連予算の確保と活用についても万全を期されたい。

(2) 農地の確保と適正・有効利用のための法整備等

① 地域計画における農地利用のエリア設定の推進

地域計画策定に当たっては、離農する農業者の農地の受け皿の確保が最大の問題となっており、その対応として、みどりのシステム戦略に沿った有機農業や半農半X・副業的経営等の多様な経営の参入を促進するとともに、地域の中で既存の農業者と共存することが求められる。

こうした新たな経営が地域で根付くためには「有機農業エリア」や「カーボンオフセットエリア」、「新規就農エリア」、「半農半Xエリア」等の農地のエリア設定をすることが必要であり、国においてエリア設定の方法等の周知を強化されたい。あわせて、エリア設定により経営体を育成しようとする地域に対する支援策を検討されたい。

② 農地確保のための国の責務と関与の強化

食料生産基盤である農地を確保するため、農業振興地域の整備に関する法律の目的に食料安全保障を追加し、国は確保すべき農地の目標面積を策定するとともに、一定規模以上の集団的な優良農地の農用地区域からの除外について国が関与できるよう措置されたい。

③ 農地の適正・有効利用

農地法の目的に農地の適正利用を明記するとともに、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で明記された農地取得にあたっては耕作者の「属性の確認」の判断基準等について具体的に明示されたい。その際、法令違反した状態または経営継続が困難と思われる経営体制の場合の権利取得を認めないこと。とりわけ農地の違反転用常習者への対応を明確にされたい。

営農型太陽光発電施設については、先の自民党の提言に沿って許可基準・営農計画書等の提出資料等の法令への明記、制度の目的・趣旨及び運用についてガイドライン等により明確にすること及び営

農型の適格な実施が認められない場合の許可の取り消し、違反事業者の情報の公表等の仕組みについての法定化等を速やかに実行に移し、実施にあたっては既存施設にも適用されたい。

(3) 地域の実態に即した農地基盤整備の促進

スマート農業の推進等に対応する農地の大区画化等、農業・農村整備事業や農地耕作条件改善事業等のもとより、大型農機が通れる道路等拡幅や水路の暗渠化による農地と道路の効率利用や除草作業効率化を図る整備等、また、水田の給排水及び暗渠排水の遠隔制御等の基盤整備予算を十分に確保するとともに、中山間地域等地域の実態に即した、きめ細やかな基盤整備事業の推進を図られたい。

(4) 多様な農地利用を推進する予算の確保

地域の実情と特性に応じた多様な土地利用を推進するために放牧等の農地保全の取組み等を支援する農山漁村振興交付金の最適土地利用総合対策の予算を確保するとともに、農地保全を推進するため補助率の引き上げと農地保全の技術的体系の確立を図られたい。

また、粗放的な土地利用を含め地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等を推進する最適土地利用総合対策の予算を確保されたい。

(5) 農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

法令業務を含む農地利用最適化活動等農業委員会の活動に当たっては、委員の機動性、協調性、一体性が強く求められている。特に土地利用の将来計画である「目標地図」の素案作成に当たってはなおさらである。

しかし、法令業務を担当する農業委員だけでは、制度改正前より大幅に委員が削減されたため、審議案件の状況把握が十分にできない一方、農地利用最適化推進委員だけでは人員不足により十分な現場活動ができない状況にある。従って、全国のほとんどの農業委員会では両委員を一体としてとらえ、活動しているのが実情である。ただし、法令上両委員の権能は明確に異なっており、待遇についても格差が存し、一体性、機動性に支障をきたしている。

このため、全国約4割の委員会からは、農業委員の定数を一定程度確保することを前提に農地利用最適化推進委員を設置しない要件の緩和、具体的には、市町村長の判断による任意設置に改めるべしとの要望が出されており、全国町村会からも同様の要望が提出されている。

制度改正から7年が経過し、基本法の検証・見直しを踏まえ、両委

員の在り方について、地域計画の推進の観点からも速やかに検討されたい。

3. 経営・人材政策の強化

(1) 農業を担う者毎に応じた支援

農業を担う者の経営能力の強化・自立化は、食料安全保障上、最大かつ最優先課題のひとつであり、地域計画で農業を担う者として位置づけられた①認定農業者等の担い手、②認定農業者等の担い手以外の多様な経営体、③委託を受けて農作業を行う者等について、基本法においても位置づけるとともに、農業を担う者毎の専用施策を用意または政策の優先順位付けを行われたい。

その際、今後想定される基幹的農業従事者の減少を踏まえると、スマート農業技術を実装し、省力化を追求する大規模法人の育成が急務である一方で、中山間地が国土の7割を占める我が国で大規模法人だけで日本農業を維持・発展させていくことは不可能である。そのため生産性の高い中規模経営を維持・育成する必要がある。具体的には認定農業者等で法人化を指向しない経営体、農業者年金に加入し青色申告を実施等している家族を中心として構成された経営体を維持・育成していくことが農村地域の安定と発展のためにも不可欠である。

(2) 農業経営の体質強化と競争力強化

担い手の農業経営の安定及び食料安全保障の強化に資するため、ゲタ・ナラシの経営所得安定対策とあわせ、農業経営のセーフティネットである収入保険制度の運営及び複式簿記研修等の推進のための必要な予算を確保されたい。

また、農地と次世代の農業者の受け皿として農業法人の経営基盤を強化する必要があり、農地所有適格法人の中には関連事業者等との資本強化等を求める声があることは認識しているが、その検討に際しては、農地所有適格法人の要件緩和でなく、国の責任下での新たな制度として、かつ農業関係者の決定権が引き続き確保できるか等の現場の懸念を払拭できるよう慎重に検討されたい。

(3) 就農から経営継承までのサポート強化

就農を希望する者や農業を担う者が相談から就農、経営発展、経営継承まで一貫してサポートを受けられる体制整備を強化されたい。

あわせて、農業者の高齢化と減少が進む中、事業再編・統合に伴う経営資源の引継ぎを円滑に行うための専門家活用や、継承を契機とした新しい事業展開や既存事業の経営改変や合併・経営統合等に対する予算を確保されたい。

(4) 外国人技能実習制度等の見直しに伴う労働力補完体制の確立

外国人技能実習制度及び特定技能制度の見直しにあたっては、外国人材が成長しつつ、中長期に活躍できる制度（キャリアパス）とし、農業現場における労働力不足の解消と日本人労働力の補完に資する制度とされたい。

(5) 新規就農者育成総合対策の拡充・強化について

就農準備資金における継承要件の緩和及び雇用就農資金における新規雇用就農者の増加分を支援するという要件を経営体の従業員数に応じたものへと見直すことや生産性向上のための技術経営の手法の指導等、新規就農者育成総合対策について、現場の実情とニーズにしっかり対応できるよう継続的かつ十分な予算を確保されたい。

4. 農村政策等の強化

(1) 農村の生活支援整備等

農村の集落機能維持のため、集落営農等による生活支援機能の拡張や、自治会等の生活支援組織による農用地の保全等、農村RMOの形成を推進する農村型地域運営組織形成推進事業等の関連予算を確保されたい。

また、中山間地域においてスマート農業導入の障壁となりうる通信環境の改善・整備を図られたい。

(2) 鳥獣被害防止対策の強化

鳥獣害対策について、地域主体の多様な取組みへの支援を長期的に講じるとともに、鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成の推進、ジビエ利活用の推進と需要拡大、その技術的な支援等、総合的な鳥獣被害対策関連予算を拡充・強化されたい。

(3) 都市農業の振興

都市農業の有する多様な機能が十分に発揮できるよう、都市農業に対する理解醸成・効果的な情報発信等の取組み、都市住民と共生する

農業経営の実現等を支援するための予算を十分確保されたい。

(4) 農村の防災・減災対策の強化等

大規模自然災害に対する備えとして、国土強靱化基本計画を踏まえ農村地域における防災・減災対策の早急な整備強化を進めるとともに、災害リスクの周知等に努められたい。また、被災後には、これまで以上に災害に強い施設整備での再建等、被災農業者が意欲的に営農を再開できる総合的な支援を今後とも継続的に実施されたい。

近年、特にゲリラ豪雨が突如として発生することから、田んぼダム等を積極的に拡大し保水機能を高めること。

(5) 東日本大震災・原発事故からの再生に向けた支援の継続

東日本大震災・原発事故からの復興支援の継続と、未だ原発事故による日本産農林水産物の輸入規制をしている国・地域に対し輸入規制の撤廃等を強く求められたい。

加えて、福島第一原子力発電所処理水の処分に伴う国内外での風評被害等の対策を強化し、農林水産業の持続を図られたい。

(6) 「農家」の再定義について

農家の急激な減少の一方、2020年基本計画において「半農半X」が明記され、本年4月1日の改正農地法の施行により下限面積要件（農地法第3条第2項）の廃止等により従来の農家の概念に収まらない者が農業・農村に参入、農地を所有・利用することの増大が見込まれる。よって現在の販売農家、自給的農家、土地持ち非農家等の用語の有り方について見直しも視野に検討されたい。

(参 考)

「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」の 推進に関する申し合わせ

われわれ農業委員会組織は、「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」に取り組み、農業者が減少する中においても地域農業が持続的に発展するよう様々な活動を展開している。

特に、改正農業経営基盤強化促進法に基づく「地域計画」の策定では、地域計画が現場の実態を的確に反映し、地域農業の将来を照らすものとなるように、市町村や関係機関・団体と一緒に検討を進めている。

また、農業委員会に対する理解を広めるため、農業委員会活動の「見える化」にも取り組んでいる。

われわれ農業委員会組織は、生産基盤である農地を次世代に引き継いでいくという強い使命のもと、以下の取り組みについて、ここに申し合わせ決議する。

記

1. 「地域計画」の策定に積極的に関与しよう

(1) 「目標地図」の素案作成に取り組もう

- ① 目標地図の素案作成に向けて、管内農地の耕作者を確認しよう。
- ② タブレット等を活用し、担い手や農地所有者等の意向を把握しよう。
- ③ 担い手同士の意見交換の場等を設定し、農地集約の意向等を聞き取ろう。

(2) 「地域の話し合い」に参加しよう

- ① 地域の代表者である農業委員と農地利用最適化推進委員は、集落座談会などの地域の話し合いに参加しよう。
- ② 話し合いではできるだけ「聞き役」に回り、前向きな雰囲気を作って、参加者の意見を引き出そう。
- ③ 地元の農業者が話し合いに参加するよう呼びかけよう。

(3) 地域における協力体制を強化しよう

- ① 地域計画の策定に当たっては、市町村やJA等の関係機関・団体と適切に役割分担をして、一緒になって策定を進めよう。
- ② 地域計画策定の機運が低調な地域に対しては、市町村等と協力して、地域計画を策定する意義を伝えよう。
- ③ 地域計画を策定した後は、農地中間管理機構と連携しながら、地域計画や目標地図の実現を目指そう。

2. 日常的に最適化活動を実施しよう

(1) 日常的な農地の「見守り」を実施しよう

農地の利用状況を把握するため、農業委員と農地利用最適化推進委員は日常的に農地の「見守り」を実施しよう。

(2) 農家への「声掛け」による意向把握を進めよう

農業委員と農地利用最適化推進委員は農家への「声掛け」を起点として、意向把握に取り組もう。

(3) 活動記録を残そう

農業委員会活動の「見える化」を進めるため、日常的に実施した活動も含めすべての活動を活動記録簿に記帳しよう。

(4) 農業委員会内での情報共有を進めよう

把握した農地の状況や農家の意向は、定期的に農業委員会内で共有しよう。

3. 農業委員会の体制強化に努めよう

(1) 農業委員会サポートシステムを活用しよう

農業委員会サポートシステムのデータを適時適正に更新し、農地や農家の情報を整備することにより、農業委員会業務のデジタル化を推進していこう。

(2) 農地利用最適化交付金を活用しよう

委員報酬の上乗せや事務費に活用できる農地利用最適化交付金を活用して、最適化活動に役立てよう。

(3) タブレットの有効活用に取り組もう

農地パトロール(利用状況調査)や意向把握等でのタブレット活用を進め、農業委員会活動の効率化を図ろう。

(4) 女性や若い農業者の委員登用を促進しよう

女性や若い農業者の委員登用に向け、市町村長や地域の理解を求める働きかけを一層強化しよう。

(5) 農業委員会の体制を強化しよう

農業委員会の役割が増えていることから、活動を実施するのに適切な委員数と事務局の人員の確保に努めよう。

(6) 綱紀保持の取り組みを徹底しよう

農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用するとともに、法令遵守と倫理観を高めるための研修を実施しよう。

①食料・農業・農村基本法見直しにおける農地に関する検討状況

5月30日：全国農業会議所政策提案

6月2日：「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」

- 農地確保にあたっての国の責務と関与の強化・明確化
○農地確保のためゾーニングについて、国の責務と関与を強化すること。具体的には農用地区域からの除外の際、都道府県知事が行う同意に際し、国との事前協議制度を設ける。
- 農地の適正利用の確立
○農地を取得したにもかかわらず適正利用をしていない者、その他法令に違反した者等の耕作者の属性を農地法第3条の許可要件とすること。
- 営農型太陽光発電施設に対する制度的措置
※営農型太陽光発電の下部農地の不適切利用の排除とその未然防止の観点から以下の点等について法改正等を検討すること。
①施設の設置に際しては地域の話し合いや合意及び市町村の関与を経るようにする。
②営農計画書、収支計画書と実績報告書の提出を義務づけ、無報告、虚偽報告、適確な事業実施ができない場合は、許可を取り消し、許可取消者の氏名を公表し、違反転用者情報に関し他の自治体との共有体制を整備する。

- 政策の新たな展開方向
- 農業の持続的な発展
(2)農地の確保と適正・有効利用
地域計画（目標地図）に基づき、目標地図上の受け手に対する農地の集約化等を着実に進めるほか、世界の食料事情が不安定化する中で、我が国の食料安全保障を強化するため、国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要がある。具体的には、
①地方公共団体による農用地区域（ゾーニング）の変更に係る国の関与の強化
②地域計画内の農地に係る転用規制強化
③農地の権利取得時の耕作者の属性の確認
④営農型太陽光発電事業に係る不適切事業への厳格な対応
⑤地域計画内における遊休農地の解消の迅速化等の仕組みを検討する。

6月7日：自由民主党総合農政調査会・農地政策検討委員会・営農型太陽光発電に関するPT・農林部会合同会議「営農型太陽光発電のあり方に関するとりまとめ」

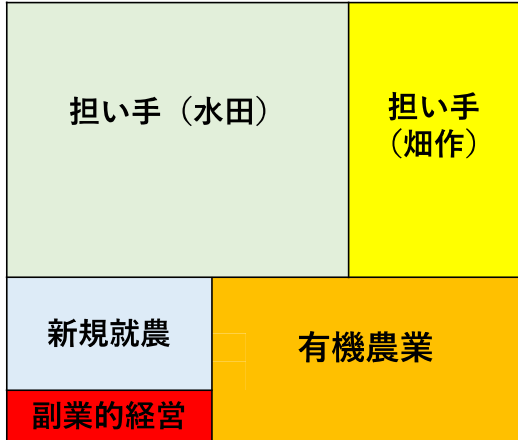
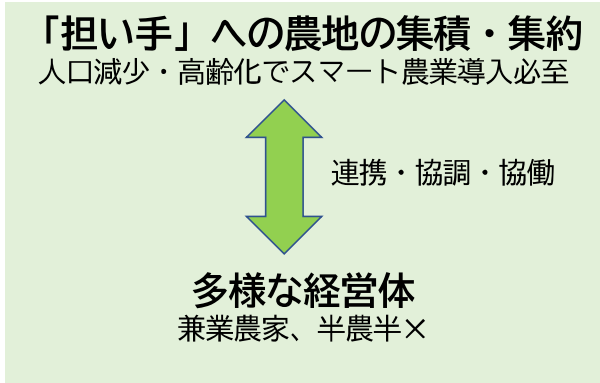
○厳格対応を法令・ガイドラインに明記並びに法律改正検討

食料・農業・農村基本法検証PT「農地政策検討分科会」において農地法・農振法等改正を視野に検討

②「地域計画」の中にエリア設定を！

地域計画は「担い手」への農地の集積・集約と多様な担い手の共存をめざす

地域計画内でのエリア設定を目指す

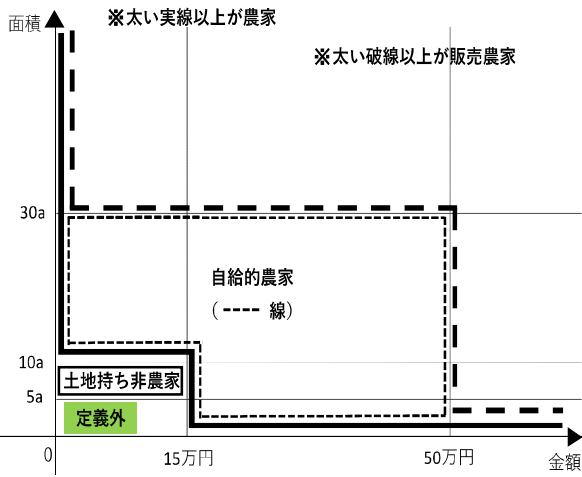


「農地法関係事務に係る処理基準について」第7の7で地域計画の中に農地の用途を定めてエリアを設定することを推奨

地域計画においては、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示することとされている(その区域内に新規参入を促進するエリア等を設定することも可能である。)ことから、当該地図の実現に資するよう、許可の判断をすることが必要である。

③現在の農家等の定義

農家等の定義



主副業農家の区分

